

17 区 第 8 6 号

平成 18 年 3 月 27 日

縣市町村領域市町村行政グループ 様

いわき市長 榎田一男



字の区域の変更について（通知）

このことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定に基づき、内郷東部第三土地区画整理事業に係る字の区域の変更について、別添のとおり告示しましたので通知します。

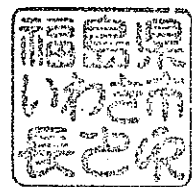
いわき市告示第290号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成18年3月24日

いわき市長 榎 田 一 男



字界変更調書

変更後の字名	変更前の字名	左に編入される区域
内郷綴町 榎下	内郷綴町 川原田	28の3
内郷高坂町 高橋	内郷内町 四方北	1の2から1の14まで、56の2、56の5、56の14から56の17まで、73の7及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部
	内郷綴町 上馬場	19の10の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部
	内郷高坂町 四方木田	4の3の一部、4の5の一部、4の6から4の9まで、4の10の一部、4の11から4の15まで、4の16の一部、4の17から4の21まで、4の22の一部、4の23から4の26まで、41
	内郷高坂町 八反田	60の13
内郷高坂町 四方木田	内郷高坂町 砂子田	1の1の一部
内郷高坂町 砂子田	内郷高坂町 大町	38の17
内郷御台境町 五反田	内郷御台境町 鶴巻	18の15に隣接する道路である国有地の全部
内郷御台境町 鶴巻	内郷御台境町 五反田	9の15から9の17まで